資　料　1
平成２２年度　第3回
新潟市地域包括支援センター運営協議会
平成２３年２月16日開催

1．平成23年度からの二次予防事業対象者把握方法と事業参加推進について

生活機能評価を医療機関等で実施した結果から特定高齢者を把握していましたが、平成23年度からは、基本チェックリストのみで二次予防事業対象者を把握することとします。ただし、傷病を有している等の者が二次予防事業に参加する場合には、医師の判断を求める必要がありますので、その対象と選出基準については、厚生労働省からの「選定するための質問票と選定基準」を基本として市で設定します。

また、基本チェックリストのみで事業参加対象者となることから、これまでの特定高齢者候補者に相当する人数が「二次予防事業対象者」となることが想定されますので、地域包括支援センターによる実態把握と事業参加のすすめをこれまで以上に推進していくものとします。

生活機能評価実施による特定高齢者把握

【第1号被保険者（65歳以上人口）185,781人】

①65歳以上の国保加入者、後期高齢者保険加入者

4月、健診受診券に同封して、基本チェックリスト郵送

②65歳以上社会保険加入者

5月、チェックリストと案内チラシ、返信用封筒を高齢介護課で郵送

③年度途中65歳到達者

高齢介護課の介護保険証郵送時に基本チェックリストと返信用封筒を同封

【基本チェックリスト実施者：64,898人】

⑤市に返送

健診受診しない場合や受診済みの場合、チェックリストを市に返信してもらう

④医療機関で実施

生活機能評価（チェックと検査）を受ける

⑥医療機関で実施

市が基本チェックリストの結果から必要者に検査受診券発行し、高齢者は**生活機能検査**を受ける

【生活機能評価実施者：51,565人】

⑦公益財団法人新潟県健康づくり財団（旧財団法人成人病予防協会）へ結果提出し、データー化

⑧国保連合会で審査、高齢介護課へデーター提出

⑨高齢介護課から生活機能評価結果通知郵送

⑩地域包括支援センターへ対象者名簿　12,641人

地域包括支援センター

⑪特定高齢者決定者実態把握　1,852人

⑫予防プラン作成　570人

⑬予防事業参加者の予防プラン再掲　518人

数字はH21年度実績

H23年度　二次予防事業対象者把握

【住民基本台帳H22.12末（65歳以上人口）186,147人】

①65歳以上の高齢者

5月と7月、65歳以上高齢者に基本チェックリストと案内チラシ、返信用封筒を高齢介護課で郵送

②年度途中65歳到達者

高齢介護課の介護保険証郵送時に基本チェックリストと案内チラシ、返信用封筒を同封

③市に返送　73,000人※

基本チェックリストを返信してもらう。

④開封・内容点検、提出勧奨

返送されたチェックリストの内容を点検し、不明内容を問い合わせする（予定）。勧奨はがき郵送（予定）

⑤結果のデーター入力と各名簿作成

二次予防事業対象者、対象者以外の名簿作成

⑥高齢介護課へデーター提出

⑦高齢介護課から基本チェックリストの結果通知郵送

⑧地域包括支援センターへ二次予防事業対象者名簿16,000人※

地域包括支援センター

⑨二次予防事業対象者実態把握　16,000人※

⑩二次予防事業参加希望者のうち“医師の判断を要する者”の選定・受診依頼及び結果確認。（市から事業利用可否判断依頼書（仮称）を発行。）

⑪二次予防事業参加者の予防プラン作成　750人※

※数字は、介護保険事業計画上の見込み数